

廃乾電池を回収します

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場 所：各地区の粗大ごみ 収集場所

回収日：3月26日(日)

「お問い合わせ先」

住民生活課

(063-3800)



野焼きは法律で
禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに

入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっております。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



「お問い合わせ先」

住民生活課

(063-3800)

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所

開設のお知らせ

3月20日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

「お問い合わせ先」

日高町社会福祉協議会

(063-2751)



下水道への接続はお済みでしょうか？

下水道の整備ができて、皆さまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、接続工事をされていない方は、お早めに工事をされますよう、お願いします。

接続工事は、日高町排水設備指定工事店のみできます。

指定工事店については、役場HP「日高町排水設備指定工事店(一覧表)」で紹介しています。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。



役場HP

「お問い合わせ先」

上下水道課

(063-38005)

御坊税務署からのお知らせ

令和4年分確定申告をされた方へ

納付
される方へ

申告所得税
及び復興特別所得税

納期限

令和5年
3月15日 水

振替日
(振替納税をご利用の方)

令和5年
4月24日 月

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和5年
3月31日 金

令和5年
4月27日 木

振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付
やお知らせ等はありません。
納税は簡単・便利な振替納税又は
その他の納付方法(※)で納期限まで
に納付してください。

振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認
ください。
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、
納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、
延滞税の納付が必要となる場合があります。

納税は簡単・便利な
振替納税(口座振替)で!

- ✓ 振替日に預貯金口座からの引落としにより自動的に納付ができます。
- ✓ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただく
だけです(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なし
にオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> から
アクセスできます。
※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも
可能です。(PDF/3.054KB)



スマホからの提出はこちら



入力費額はこちら

還付
の方へ

還付金のお支払いは申告書を提出してから、
1か月から1か月半程度時間がかかる場合があり
ます。あらかじめご了承ください。



※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、
インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などが
あります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご
覧ください。

国税 納付手続 検索

国税の納付は スマホアプリ納付で!

スマホアプリ納付とは??

スマートフォン決済専用の Web サイト
(国税スマートフォン決済専用サイト) から、
Pay 払いを選択して納付する手続です。
決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。(※1)
なお、e-Tax で申告データを送信後、受信通知(納付区分番号
通知)から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✓ 全ての税目で納付可能! (※2)
- ✓ 事前の届出不要!
- ✓ いつでも、どこでも納付可能! (※3)
- ✓ 決済手数料なし! (※4)

※1 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Tax で徴収高計算データを送信後、
受信通知から納付を行う場合のみ可能。
※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税(いすゞ車強制徴収分以外)は利用できません。
※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。
※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済



ご利用に当たっての注意事項

- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
 - 領収書は発行されません。
 - アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能のため、
事前に利用する Pay 払いのアカウント登録及び残高への
チャージが必要です。
 - 一度の納付での利用上限金額は30万円です。(※5)
- ※5 利用する Pay 払いで返された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

大阪国税局・税務署 RS. 1

ご利用手順-直接アクセスする場合-



⚠ フィッシング詐欺にご注意ください!
国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホーム
ページの「税の情報・手続・用紙」>納税・納税証明書手続>国税の納付手
続>スマホアプリ納付からアクセスしてください。



税に関する情報を知りたい ⇒ 「国税庁ホームページ」へ <https://www.nta.go.jp/>
税に関する一般相談をしたい ⇒ 「電話相談センター」へ 0738 (22) 0695 (音声案内「1」)